

平成27年度  
大阪労働局における重点対策  
事項に係る取組状況

# 資料目次

- (1) 労働基準の分野…………… (1～13頁)
- (2) 職業安定の分野…………… (14～18頁)
- (3) 需給調整事業の分野…………… (19～20頁)
- (4) 雇用均等の分野…………… (21～22頁)
- (5) 労働保険適用徴収の分野…………… (23頁)
- (6) 労働相談の充実の分野…………… (24頁)

## 過重労働解消に向けた取組

- 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間として種々の取組を集中的に実施

### 過重労働解消キャンペーン 取組内容

#### ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督

- i 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ii 若者の「使い捨て」が疑われる企業等

を対象に、重点監督を実施。

⇒ 重大又は悪質な法違反が認められた場合は、送検も視野に入れて対応（送検した場合、企業名等を公表）。

#### ② 過重労働解消相談ダイヤル

11月7日(土)に、職員が無料で電話相談を受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施。

⇒ 受け付けた情報を重点監督に活用。

#### ③ セミナー等の周知・啓発活動

- 過重労働解消のためのセミナー（10月9日,11月17日,12月8日）
  - 過労死等防止対策推進シンポジウム（11月9日）
  - 働き方改革セミナー（11月18日）
- } 全国で実施

を大阪府内の企業と労働者を対象に実施。

過重労働解消・過労死防止対策・女性の活躍推進等のテーマについて広く周知・啓発。

## 監督指導等

(1) 監督指導件数の推移 (平成27年は1～10月)

	H25年	H26年	H27年 (1～10月)
監督指導実施件数	6,531	5,999	5,152
うち違反件数	4,370	4,552	3,858
違反率	66.9%	75.9%	74.9%

●平成27年の主な違反事項・違反率

労働基準法		安全衛生法	
労働時間	29.8%	定期健康診断	9.9%
割増賃金	19.7%	作業主任者	2.2%
労働条件明示	17.7%	定期自主検査	2.0%
就業規則	12.0%	安全管理体制	0.3%

※ 労働者からの申告に基づき実施した監督(申告監督)及び是正状況を確認するために再び実施した監督(再監督)を除く

(2) 申告監督件数の推移 (平成27年は1～10月)

	H25年	H26年	H27年 (1～10月)
申告監督実施件数	2,691	2,311	1,871
うち違反件数	1,941	1,703	1,300
違反率	72.1%	73.7%	69.5%

●平成27年の主な違反事項・違反率

違反事項	違反率
賃金不払	40.0%
割増賃金	17.4%
解雇の予告	8.2%

## 監督指導等

(3) 送検件数の推移 (平成27年は1~10月)

		H25年	H26年	H27年 (1~10月)
労基法等違反	定期賃金の不払	19	12	10
	解雇	0	0	0
	賃金不払残業	7	8	5
	労働時間・休日等	4	4	17
	その他	2	10	5
	計	32	34	37
安衛法違反	機械等危険防止	14	24	6
	作業主任者の選任等	7	5	10
	墜落等危険防止	11	7	1
	労災かくし	6	5	5
	就業制限	2	7	3
	その他	7	8	3
計	47	56	28	
合計		79	90	65

平成25年・平成26年・平成27年(10月末現在) 全国1位

## 賃金不払残業是正指導

- 賃金不払残業是正指導事案のうち、1企業当たり100万円以上の支払があったものの件数

	H24年度	H25年度	H26年度
事案件数	128	107	102
対象労働者(人)	13,592	9,410	6,153
是正支払金額(万円)	131,089	123,564	104,553

## 過重労働解消相談ダイヤル

- 実施日 平成27年11月7日(土)
- 相談件数

件数	近畿	全国
今年度	111 件	488 件
昨年度	23 件	280 件

### 主な相談内容(近畿)

長時間労働・過重労働	60 件	54.1 %
賃金不払い残業	52 件	46.8 %

## 過重労働の解消のための働き方・休み方の改善の促進 (ワークショップによる取組)

### ワークショップとは

集団指導による行政からの一方的な講習等の手法ではなく、出席者が労働時間等の設定改善の取組事例を研究したりコンサルタントから助言を受けたりして問題解決方法の議論に参加できる研修会等の手法をいう。

**平成27年度中 10回開催予定**

**(11月27日現在 6回開催)**

※イメージとしては、体験・参加型の講習会。

### ワークショップの流れ

- 1 対象事業場の選定 (1回当たり10～30事業場)
- 2 対象事業場に対する参加勧奨 (労使が一体となって参加)
- 3 ワークショップの開催
  - (1) 過重労働対策の基礎部分や働き方・休み方改善指標を説明後、2～3のグループに分かれ、長時間労働の抑制等の取組状況や問題点、今後の対策等について討議を行う。  
(他社の取組事例集等の資料、自主点検結果の活用)
  - (2) アクションプランシートの作成、提出  
(参加1ヶ月後目途に提出)
  - (3) 改善レポートの提出  
(アクションプラン作成後3カ月後目途)
- 4 改善状況の確認とフォローアップとしてのコンサルタント、好事例取組の情報収集

### 【ワークショッププログラム(例)】

内容	時間	担当
開会あいさつ	13:30～13:35	働き方・休み方改善コンサルタント
主催者あいさつ	13:35～13:40	労働時間課長
問題提起	13:40～14:25	働き方・休み方改善コンサルタント
① 過重労働対策について<資料-1>	(13:40～13:55)	
② ワークショップ好事例集について<資料-2>	(13:55～14:05)	
③ 「働き方・休み方改善指標」説明<資料-3>	(14:05～14:15)	
④ 「アクションプラン記入シート」「改善レポート」の作成について<資料-4>	(14:15～14:25)	
休憩・グループ移動	14:25～14:35	
グループ討議	14:35～16:25	働き方・休み方改善コンサルタントが以下の役割を分担。 ①ファシリテータ ②副ファシリテータ ③書記
① 趣旨説明 ② 自己紹介 ③ グループ討議 ④ 討議内容の共有 ⑤ まとめと振り返り(各グループの発表) ⑥ アンケート記入	(①～④の所要時間:100分) (16:15～16:25)	
閉会あいさつ	16:30～17:00	働き方・休み方改善コンサルタント

## 働き方改革の推進

平成27年1月に「大阪労働局働き方改革推進本部」を設置



### 大阪労働局働き方改革5つの推進プラン

#### プラン1 団体、リーディングカンパニーへの直接要請

⇒ 企業訪問記をHPに登載

地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請  
地域のリーディングカンパニーを訪問、企業トップに直接要請書を手交、働き方改革に向けた取組を働きかけ

#### プラン2 企業による働き方宣言の募集

⇒ 宣言内容をHPに登載

地域のリーディングカンパニーのトップによる「働き方改革宣言」の募集

#### プラン3 長時間労働が懸念される企業への働き方改革に向けた啓発

⇒ リーフレットの作成・配布による周知・啓発

固定残業代採用企業、1か月80時間を超える時間外労働が可能となる36協定を締結している企業への「長時間労働抑制」

#### プラン4 働き方改革セミナーの開催

⇒ 7月9日、11月18日の2回開催

「仕事と家庭の調和」、「女性の活躍推進」、「地域の特性を生かした魅力ある就業 機会の創出」、「メンタルヘルス対策」、「正社員化の促進」他を内容とするセミナー の開催

#### プラン5 仕事と家庭の両立支援のための働き方改革の推進

⇒ 要請書を手交

次世代育成支援のための行動計画策定を通じた働き方の見直しについて、リーディングカンパニーなど企業への働きかけ



- 企業の自主的な働き方の見直しを推進
- 地域における働き方改革の気運の醸成
- 誰もが活躍できる労働環境の整備

# 【労働者の安全と健康確保】

労働基準の分野

## 平成27年死亡労働災害発生状況（対前年比較） 平成27年10月末日現在（速報値）

業種	死亡者数	構成比(%)	前年同期		前年同期比較	
			死亡者数	構成比(%)	増減数	増減比(%)
全産業	37	100.0	35	100.0	2	5.7
製造業	10	27.0	9	25.7	1	11.1
鉱業	1	2.7			1	
建設業	10	27.0	10	28.6	0	0.0
交通運輸業	1	2.7	1	2.9	0	0.0
陸上貨物運送業	4	10.8	7	20.0	-3	-42.9
港湾荷役業						
林業						
商業	5	13.5	3	8.6	2	66.7
その他の事業	6	16.2	5	14.3	1	20.0

平成27年業種別、事故の型別死亡災害受理状況(速報値)

平成27年	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻きまれ	切れ こすれ	踏み 抜き	おぼれ	高温低温 物と接触	有害物等 との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の 反動等	その他	分類 不能	合計	前年 同期	
																								平成27年10月31日現在
製造業	3						4				2					1						10	9	
食料品											1												1	1
繊維・繊維製品																1							1	1
木材・木製品																								
バルブ・化学											1												1	2
鉄鋼・金属製品							4																4	4
一般機械器具	1																						1	1
電気機械器具																								
輸送用機械器具																								
その他の製造業	2																						2	1
鉱業							1																1	1
建設業	6				2						1											1	10	10
交通運輸業																	1						1	1
陸上貨物運送業				1													3						4	7
港湾荷役業																								
林業																								
商業	1	1	1		1	1																	5	3
その他の事業		1		1			1			1							2						6	5
合計	10	2	1	2	3	1	6			1	3					1	6					1	37	35
前年同期	11			2	1	5	3			2	1	1					8					1	35	

平成27年業種別、起因物別死亡災害受理状況(速報値)

平成27年	原動機	動力伝達機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉窯等	電気設備	人力機械工具	用具	その他の装置設備	仮設物建築物構築物	危険有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	合計	前年 同期
製造業					1	1							1				1	3		1		2				10	9
食料品																						1				1	1
繊維・繊維製品																		1								1	1
木材・木製品																											
バルブ・化学																						1				1	2
鉄鋼・金属製品					1	1						1						1								4	4
一般機械器具																			1							1	1
電気機械器具																											
輸送用機械器具																											
その他の製造業																										2	1
鉱業								1																		1	1
建設業																	1									10	10
交通運輸業																							2			1	1
陸上貨物運送業								3														1				4	7
港湾荷役業																											
林業																											
商業				1				2									1				1					5	3
その他の事業					1	1	1	1	2	2							1	2	10		1	1				6	5
合計				1	1	1	1	8	3			1				1	2	10		2	2	4				37	35
前年同期		1		2	1	1	1	11	4				1			1		7	1		1	2		1		35	



## 平成27年死傷労働災害発生状況（重点対象業種）

平成27年10月末日までの受理分

業種	平成27年			前年同期			対前年同期比較	
	死傷者数	構成比		死傷者数	構成比		増減数	増減比
		総計比	小計比		総計比	小計比		
食料品製造	254	4.4%	18.7%	207	3.5%	14.4%	47	22.7%
金属製品	365	6.3%	26.9%	428	7.2%	29.8%	-63	-14.7%
<b>製造業計</b>	<b>1,357</b>	<b>23.5%</b>	<b>100.0%</b>	<b>1,434</b>	<b>24.2%</b>	<b>100.0%</b>	<b>-77</b>	<b>-5.4%</b>
<b>建設業計</b>	<b>530</b>	<b>9.2%</b>	<b>100.0%</b>	<b>632</b>	<b>10.7%</b>	<b>100.0%</b>	<b>-102</b>	<b>-16.1%</b>
<b>運輸交通業計</b>	<b>971</b>	<b>16.8%</b>	<b>100.0%</b>	<b>957</b>	<b>16.1%</b>	<b>100.0%</b>	<b>14</b>	<b>1.5%</b>
<b>貨物取扱業計</b>	<b>126</b>	<b>2.2%</b>	<b>100.0%</b>	<b>120</b>	<b>2.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>6</b>	<b>5.0%</b>
商業	831	14.4%	30.0%	874	14.7%	31.6%	-43	-4.9%
小売業	583	10.1%	21.1%	622	10.5%	22.5%	-39	-6.3%
保健衛生業	535	9.3%	19.3%	505	8.5%	18.3%	30	5.9%
社会福祉施設	354	6.1%	12.8%	328	5.5%	11.9%	26	7.9%
接客娯楽業	381	6.6%	13.8%	382	6.4%	13.8%	-1	-0.3%
飲食店	277	4.8%	10.0%	282	4.8%	10.2%	-5	-1.8%
<b>三次産業計</b>	<b>2,768</b>	<b>47.9%</b>	<b>100.0%</b>	<b>2,762</b>	<b>46.6%</b>	<b>100.0%</b>	<b>6</b>	<b>0.2%</b>
<b>合計</b>	<b>5,778</b>	<b>100.0%</b>		<b>5,928</b>	<b>100.0%</b>		<b>-150</b>	<b>-2.5%</b>

労働者死傷病報告による。

## 労働災害の減少を図るための対策

### ・大阪労働局労働災害防止推進計画

数値目標：①平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を12%以上減少させること。

②平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を14%以上減少させること。

\*平成27年の年間目標：①死亡 平成26年の人数以下(53人以下) ②死傷 平成26年に比べ3.9%以上減少(7,820人以下)

平成27年死亡災害：37人(平成27年10月末現在、前年同期比2人増、5.7%増)

平成27年休業4以上の死傷災害：5,778人(平成27年10月末現在、前年同期比150人減、2.5%減)

### ・労働災害増加等業種に対する取組

#### ・小売業

大規模商業施設管理企業・各店舗などの担当責任者への集団指導を実施。多店舗展開企業の協議会を立ち上げ、自主的安全衛生活動を支援。

#### ・社会福祉施設

大阪府・府内市町村と連携を密にし、局署において繰り返し集団指導を実施。業界団体等に対して、労働災害防止に係る要請等を実施。

#### ・飲食店

労働災害発生店舗の本社機構等に個別指導を実施。業界団体への集団指導を実施。

#### ・陸上貨物運送事業

陸災防大阪府支部と連携、陸上貨物運送事業者に対し、荷役作業における災害防止及び交通労働災害防止等の講習会を実施。荷主等に対し、荷役作業における安全確保について理解・協力の啓発・指導等を実施。

### ・重篤災害発生懸念業種に対する取組

#### ・建設業

建設業での墜落・転落災害を防止するため「命綱GO活動」(いのちつなごうかつどう)を展開。全国安全週間準備期間の6月に、局長による建設現場パトロールを実施。12月に年末建設現場パトロール及び一斉監督を実施。

#### ・製造業

労働災害防止が増加している食料品製造業の業界団体等に対して労働災害防止に係る要請等を実施。

## ゼロ災・大阪「安全見える化運動」の展開

### ・事例集

監督署・災防団体による収集事例 約800、協力いただいた事業場 260  
84の好事例を1冊にまとめた「安全の見える化」事例集を作成・普及促進

### ・パネル展示

「安全の見える化」事例パネルを大阪中央労働基準監督署の1階で常設展示  
全国建設業労働災害防止大会において、新たに収集した建設業の30の好事例をパネル展示

### ・転倒災害防止対策事例集〈第三次産業〉

小売業・社会福祉施設・飲食店で発生した転倒災害について、「安全の見える化」などの対策を具体的に示した事例集を作成・普及促進

### ・命綱GO活動(いのちつなごうかつどう)

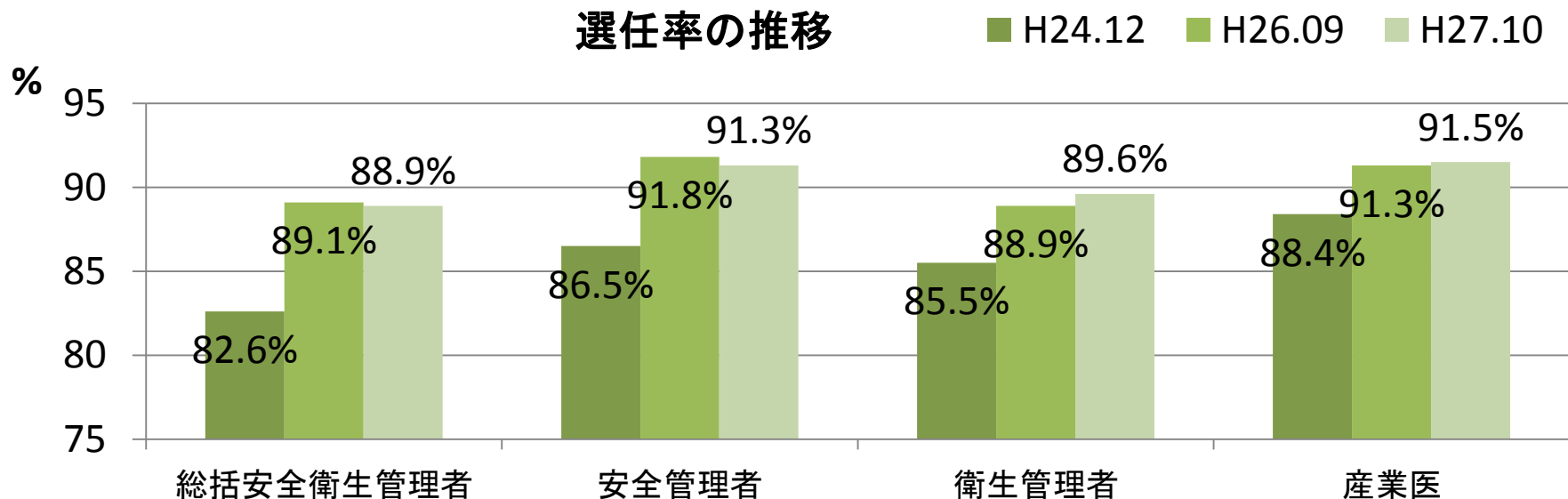
建設業での墜落・転落災害の防止を図るため、安全帯の使用・点検を柱とした「命綱GO活動」をゼロ災・大阪「安全見える化運動」の一環として展開

### ・ロゴマーク

「ゼロ災・〇〇(府県)」のロゴマークを近畿ブロック各労働局で共有し、連携した労働災害防止対策

## 衛生管理者及び産業医の選任

### 選任率の推移



## 第一種衛生管理者の選任

	要選任事業場数	選任事業場数	選任率	未選任事業場数
平成24年12月	4,496	3,904	86.8%	592
平成26年09月	4,396	4,004	91.1%	392
平成27年10月	4,517	4,112	91.0%	405

※事業場数には統計上の理由により、第二種衛生管理者の選任も可である「社会福祉施設」及び「と畜業」が含まれる。

## 【法改正に係る対応】

## ストレスチェック制度

- ◆ 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）
- ◆ 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から**直接本人に通知**され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- ◆ 検査の結果、高ストレスと判定された労働者から申出があった場合、**医師による面接指導**を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- ◆ 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ**就業上の措置**を講じることが事業者の義務となります。
- ◆ 施行時期：平成27年12月1日

- ストレスチェック制度の周知のため、9月から11月にかけて、府内各所で33回の説明会（**ストレスチェック制度セミナー**）を実施しました。（現在開催中）

- 総参加者：3,700人（見込み）

- 10月1日に実施した“大阪・職場の健康づくりフォーラム”において「**産業医から見るストレスチェック**」と題した特別講演を行いました。

- 今後の予定

- ・ 厚生労働省委託事業による説明会（2回）
- ・ 大阪府との連携による説明会（3回）

## 化学物質のリスクアセスメント

- ◆ 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（640物質）に対する危険性又は有害性等の調査（**リスクアセスメント**）の実施が事業者の**義務**となります。（現行は努力義務）
- ◆ 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが**努力義務**となります。
- ◆ 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。（**規模・業種の限定なし**）
- ◆ 施行時期：平成28年6月1日（経過措置はない）

- 化学物質のリスクアセスメントの周知のため、平成28年1月に説明会（**化学物質のリスクアセスメントセミナー**）を同じ内容で2回実施します。
- 厚生労働省委託事業によるリスクアセスメントセミナーも本年8月と10月に開催されました。



# 【最低賃金制度の適切な運営】

## 大阪府の最低賃金一覧

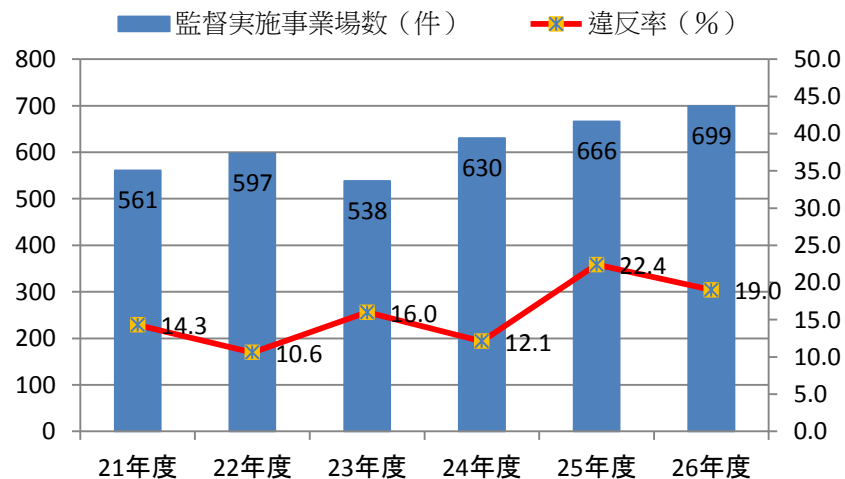
最低賃金	時間額	発効年月日
大阪府最低賃金	<b>858円</b>	平成27年10月1日
塗料製造業	<b>894円</b>	平成27年11月7日
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>877円</b>	平成27年11月18日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>860円</b>	平成27年11月30日
鉄鋼業	<b>890円</b>	平成27年11月12日
自動車・同附属品製造業	<b>875円</b>	平成27年11月30日
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	<b>860円</b>	平成27年11月30日
自動車小売業	<b>865円</b>	平成27年11月30日

※ 各種商品小売業最低賃金は平成26年9月28日をもって廃止されました。

## 最低賃金広報実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(10月末現在)
市町村広報誌に掲載	○	○	○	○	○
労使団体等機関誌に掲載	○	○	○	○	下半期実施見込み
市町村HPに掲載	○	○	○	○	○
電光掲示板に掲載		○	○	○	下半期実施見込み
ケーブルテレビに掲載			○	○	○

## 最低賃金主眼監督 監督件数及び違反率の推移



## 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分		全国			大阪		
		H24年度	H25年度	H26年度	H24年度	H25年度	H26年度
件数全体	請求	842	784	763	109	92	83
	決定	741	683	637	95	84	72
うち死亡	請求	285	283	242	33	31	15
	決定	272	290	245	26	37	17

## 精神障害の労災補償状況

区分		全国			大阪		
		H24年度	H25年度	H26年度	H24年度	H25年度	H26年度
件数全体	請求	1,257	1,409	1456	148	153	137
	決定	1,217	1,193	1307	138	146	140
死亡(自殺含む)	請求	169	177	213	15	27	8
	決定	203	157	210	15	20	19



# 【1. 雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

## 【正社員就職に向けた取組】

### ○ 大阪労働局正社員転換・待遇改善実現本部(H27.10) [本部長:労働局長]

- ① 正社員転換・待遇改善キャンペーン(H27.10～12)
  - ・ 事業主向けセミナー(H27.12) ～ 各種改正法解説、助成金活用について
  - ・ ハローワークにおける正社員求人提出勧奨、転換・待遇改善に係る働きかけ
- ② 不本意非正規対策・学卒正社員化キャンペーン(H28.1～3)
  - ・ 若者雇用促進法の円滑な施行に係る周知
  - ・ 新規学卒者等に対する個別支援の徹底、就職面接会の積極的開催等
- ③ 「地域プラン(地域計画)(仮称)」の策定
  - ・ 今後5年間(H28.4～H33.3)における具体的な施策や数値目標の策定

### ○ 就職面接会等各種イベントの実施

- ◆ 《シャープ(株)等離職者応援企画》  
「経験者求む！就職面接会」  
～あなたの技術職・管理職等の経験が求められています～

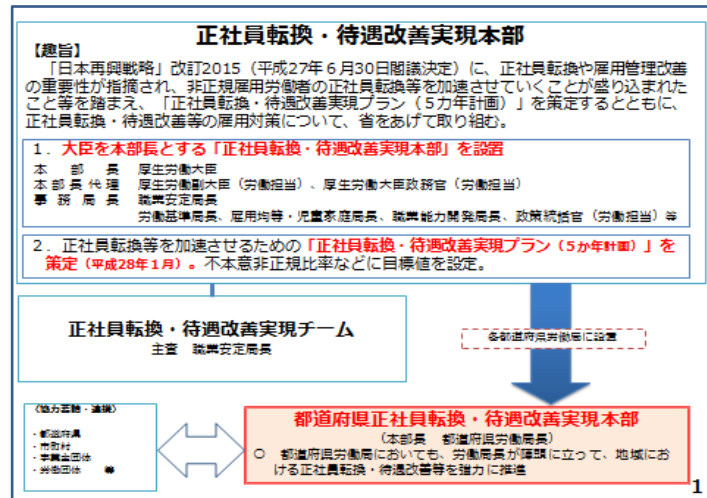


H27.10.26(月)・あべのハルカスにて  
40社、328名

- ◆ 《人手不足分野(福祉関係)の取組》  
「大阪市内保育士就職面接会&保育所説明会」



H27.6.21(日)、労働局・大阪市内ハローワーク共催  
12社 65名参加 20名就職



【厚生労働省における本部スキーム図】

H26年度(通年)		H27年度(上半期)	
実施回数	15	実施回数	12
参加者数	40	参加者数	41
就職者数	29	就職者数	25
就職率	72.5%	就職率	61.0%

介護・保育施設見学会+面接会  
ハローワーク阿倍野における取組状況  
(H26年度)通年 (H27年度)上半期



## 【2. 地方自治体との連携による就職支援】

### 【雇用対策協定の取組】

<東大阪市との取組> モノづくり企業をメインに据えた協定は**全国初**  
 平成27年8月31日 東大阪市及び東大阪商工会議所と「モノづくりのまち東大阪雇用対策協定」締結  
 【内容】若年者等の就業促進、及び市内のモノづくり企業等の人材確保支援を実施。

- ◆「若者のための合同面接・説明会」開催◆
- 【日時】平成27年9月16日
- 【場所】東大阪市長堂1-8-37 ヴェルノール布施5階 布施駅前リージョンセンター
- 【参加者】 **72名**
- 【参加企業】 **15社 世界No.1日本No.1の技術、シェア、独自の製品等を持つ企業**

東大阪市・厚生労働省大阪労働局・モノづくりのまち東大阪雇用対策協定



「モノづくりのまち東大阪雇用対策協定」締結式の風景

「合同面接・説明会」の風景

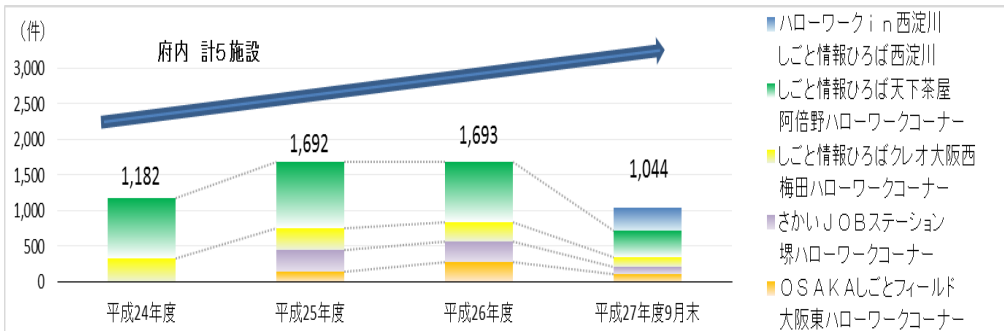


～その他の地方自治体との締結状況～

<堺市との取組> 平成26年4月より、堺市、株式会社高島屋、株式会社ポーネルドの3者が実施しているキッズサポートセンターさかい事業と堺マザーズハローワークが連携。  
 <大阪府との取組> 平成27年3月、大阪府及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と公的職業訓練、就業支援等の一体的な実施に関する協定を締結。  
 職業訓練機関と就業支援機関の連携による積極的な就職支援や国と大阪府の一体的な広報・ガイダンス等の実施。

### 【一体的実施の取組】

○ハローワークコーナーによる紹介就職件数(生活保護常設窓口を除く)  
 平成27年9月末現在 **1,044件(前年同期比 12.0%増)**



#### ○「ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川」開設

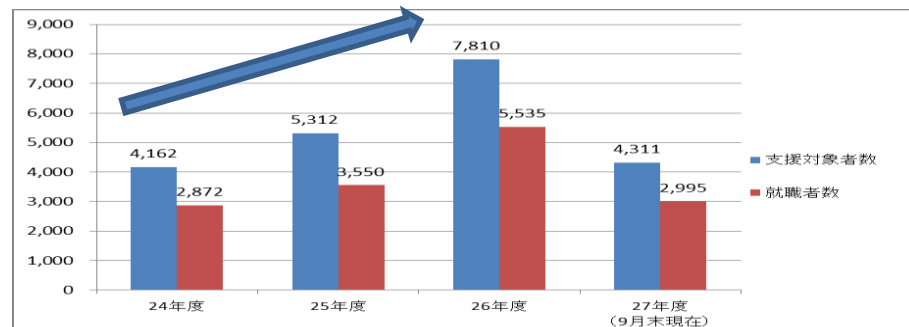
【開設日時】平成27年4月1日  
 【場所】大阪市西淀川区役所内(大阪府内で初めて区役所内に開設)  
 平成27年9月末現在 西淀川区在住新規求職者 **前年同期比 7.2%増**

### 【生活保護受給者等に対する就労支援】

○地方自治体との連携により生活保護受給者等に対する常設の職業相談窓口を設置  
 ⇒計18箇所(H25年度:10箇所、H26年度:4箇所、H27年度:4箇所(うち1箇所予定))



○支援対象者数・就職者数ともに大幅に増加！  
 ⇒過去最高の支援実績となったH26年度を上回るペースで推移  
 平成27年9月末  
 就職者数 **2,995人(前年同期比 13.3%増)**



# 【3. 若年者・女性等に対する雇用対策の推進】

## 【若年者に対する就職支援】

### ●H28年3月卒業予定者の就職内定率

新規高卒者(9月末現在)《大阪》57.6%(前年同期差1.9ポイント増)

### ○大阪新卒応援ハローワーク

(ブログを6月に開設し、各種イベント情報を発信)等を実施

H27年度 企業説明会・面接会実績(9月末現在)

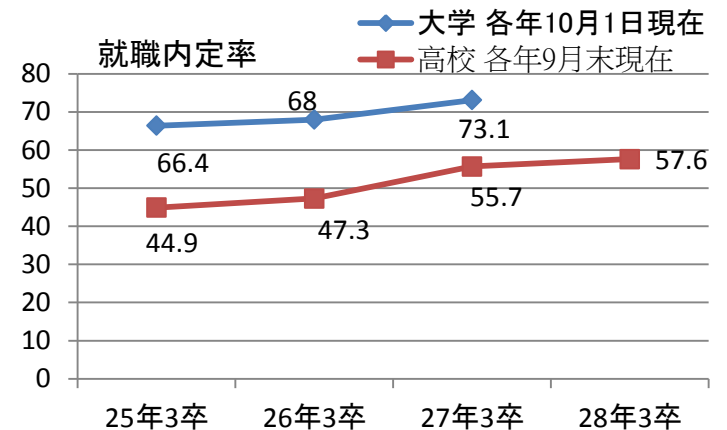
●実施回数 232回 ●面接者数 2,192人



### ●ジョブサポーターの支援による正社員就職決定数(平成27年9月末現在)

目標:12,681人 実績:6,483人 進捗率:51.1%(中・高卒:1,853人、大卒等:4,630人)

○若者応援宣言企業 《大阪》 目標:700社 実績:534社(進捗率 76.3%) (平成27年9月末現在)



## 【青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)について】

勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、平成27年10月1日から順次施行

適切な職業選択のための取組の促進

### ① 事業主による職場情報の提供の義務化【平成28年3月1日施行】

- (ア) 募集・採用に関する状況 (イ) 労働時間などに関する状況 (ウ) 職業能力の開発・向上に関する状況

### ② 労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人への不受理【平成28年3月1日施行】

### ③ 優良な中小企業の認定制度の創設【平成27年10月1日施行】

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設置

## 【女性の雇用対策】

### ○マザーズハローワーク事業の推進

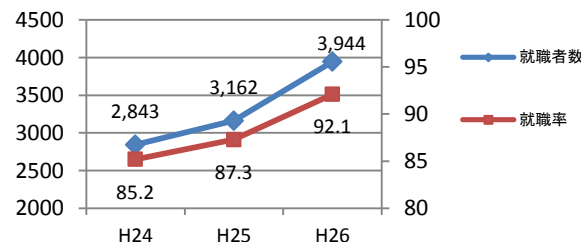
- マザーズハローワーク〔難波・堺(H26.4~)〕
- マザーズコーナー〔布施、千里、枚方、茨木、泉大津(H27.9~)〕

### ○地方公共団体等との連携(H27上半期)

- 託児サービス付き共催セミナー(堺)〔実施回数〕5回〔参加者数〕62名
- 保育新制度説明(市)+再就職セミナー(枚方)〔実施回数〕3回〔参加者数〕72名

### ●重点支援対象者(※)への就職支援

(※)子育てしながら早期の就職を希望する者等



### ○くるみん認定企業就職フェアを開催

平成27年9月25日(金) 大阪新卒応援ハローワーク

・ミニ法律講座(30分)

・事例発表(30分) 株式会社関西アーバン銀行

・企業説明会・面接会 女性の更なる活躍促進を考えている企業等 13社 参加者82名



## 【4. 障害者・高年齢者雇用対策の推進】

### 【障害者の雇用対策】

○ハローワークにおける障害者の就職件数について

平成27年9月末現在 3,654件(前年同期比:22.8%増)

○障害者差別禁止指針と合理的配慮指針に関する取組みについて

障害者差別禁止・合理的配慮指針の施行を来年4月に控え、円滑な施行に向けて、事業主・人事担当者等に広く周知に努めている。

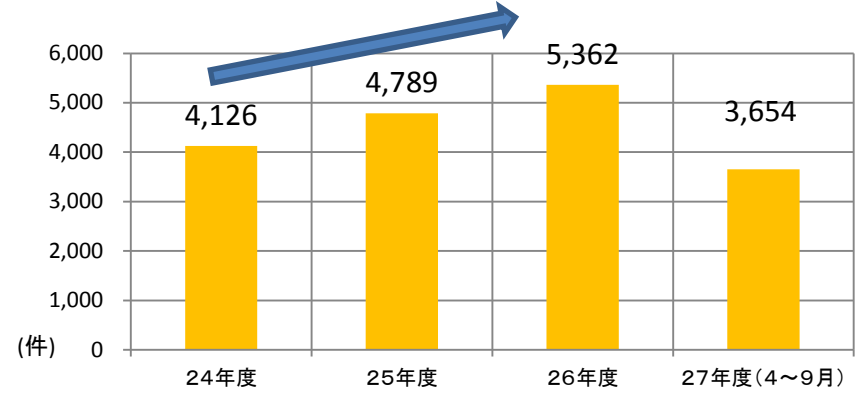
【労働局の取組み】

7月6(月)・7日(火)「差別禁止・合理的配慮にかかる説明会」の開催  
(参加者:197名)

9月15日(火)「障害者雇用促進セミナー」の開催(参加者:94名)

9月17日(木)「障害者雇用促進法改正に関する説明会」の開催  
(参加者:46名)

ハローワークにおける障害者の就職件数(大阪)

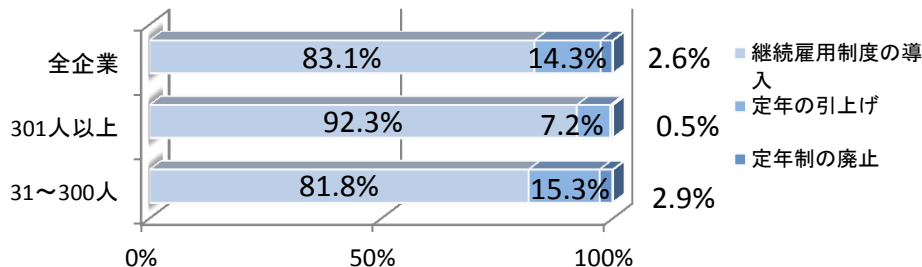


### 【高年齢者の雇用対策】

○高年齢者雇用確保措置の実施状況

「実施済み」の企業の割合は99.3%

中小企業:99.2% 大企業100%



○高年齢者への就職支援強化に係る新たな取組み

平成27年8月より

★全てのハローワークに『高年齢者専用コーナー』を設置

高年齢者向け求人情報の提供、高年齢者の特性に配慮した職業相談等を実施。

★高年齢者が応募しやすい求人の確保

「60歳以上」「60~64歳」「65歳以上」のような年齢を限定した高年齢者専用求人等の確保。

【周知広報】

・高年齢者(求職者)への周知

連合大阪の加入組合での定年退職者等へのチラシ配布等

・高年齢者が応募しやすい求人の確保

(公社)関西経済連合会、大阪商工会議所、(一社)大阪府雇用開発協会での機関誌での周知、チラシ配布等

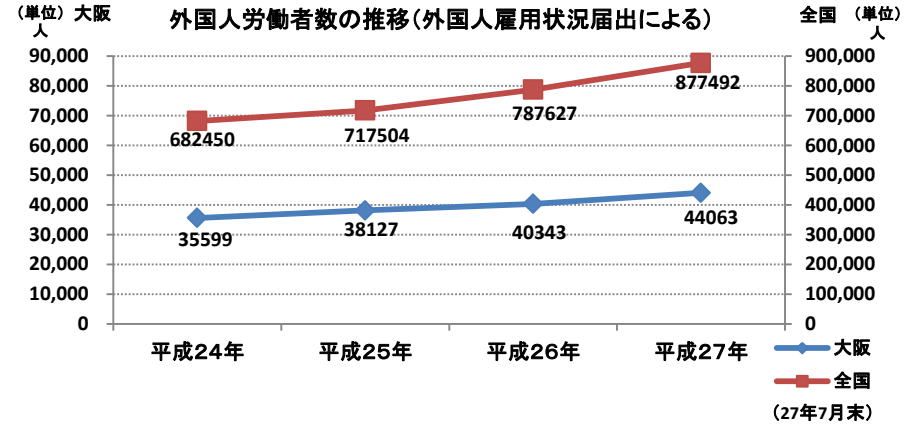
## 【5. 外国人雇用対策の推進】

○外国人求職者の専門相談員及び通訳を配置し、適格な職業紹介、職業指導等の推進を図る。  
 ・大阪外国人雇用サービスセンター 新規求職 3,154件 (前年同期比:29.5%増) (9月末現在)  
 就職件数 480件 (前年同期比:32.2%増) (9月末現在)

○大阪外国人雇用サービスセンターを中心に、「専門的・技術的分野」での外国人労働者の就業促進を図るとともに、大阪新卒応援ハローワークと連携し留学生の国内就職促進のため留学生ビジネスインターンシップや留学生就職面接会の開催など効果的な支援を実施。

- ・「留学生&グローバル人材合同企業説明会」平成27年6月19日開催 (阪急グランドビル26F)  
 参加企業 21社 参加留学生 386人
- ・「テーマ別外国人留学生就職面接会」平成27年9月17日開催 (阪急グランドビル18F)  
 参加企業 7社 参加留学生 197人 内定者数 47人
- ・留学生ビジネスインターンシップ H27年(夏期) 受入企業 12社 参加学生25人

○外国人労働者の適正な受け入れ推進、不法就労防止についての周知啓発及び外国人雇用状況届出制度の周知徹底を図り、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施。



## 【6. 求職者支援制度の的確な推進】

○雇用保険を受給できない求職者等に対し、新たな職業能力や技術を身につけるための求職者支援訓練を実施するとともに、一定の要件を満たす方には、職業訓練の受講を容易にするための給付金の支給や的確な就職支援計画の実施等により、求職者の早期の就職支援を実施

【訓練コース】(訓練期間は概ね3~6ヶ月)

- ・「基礎コース」:多くの職種に共通する基本的能力を習得するためのコース
- ・「実践コース」:特定の職種の職務に必要な実践的能力を基礎的な技能等に加えて一括して習得するためのコース

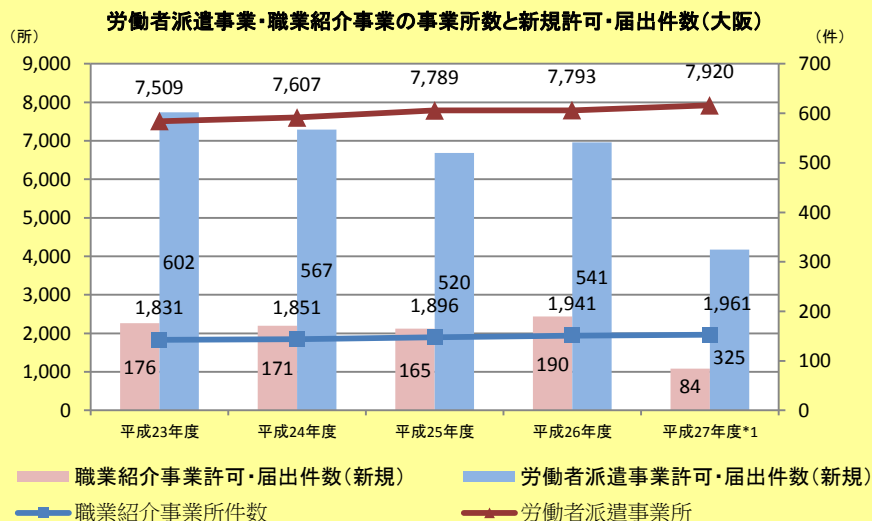
【実施状況】

	コース数		受講者数		※就職率	
	基礎	実践	基礎	実践	基礎	実践
平成24年度	924	724	14,394	10,927	83.5%	81.9%
平成25年度	783	596	11,658	8,519	88.5%	88.2%
平成26年度	604	457	8,683	6,410	57.7%	57.8%

※平成26年度以降の就職率は、雇用保険適用就職率で算定  
 ※平成26年度の就職率は、平成27年1月末までに終了したコースの状況

# 労働者派遣事業等の適正な運営の確保

## ア 許可申請・届出事業者及び派遣労働者への法制度の周知徹底



\*1 平成27年度は、平成27年9月末現在の数値である

### ●許可申請・届出受理後説明会(4月～9月)

労働者派遣事業 18回 371事業所  
(前年同期 18回 328事業所)  
職業紹介事業 12回 164事業所  
(前年同期 12回 161事業所)

### ●労働者派遣セミナー(4月～9月)

2回 25人(前年同期 7回 144人)

### ●業界団体等への講師派遣状況(4月～9月)

4団体 4回 213人(前年同期 4団体 4回 151人)

### ●改正労働者派遣法及び労働契約申込みみなし制度説明会(9月)

3日間 6回 4,197人  
(派遣元 2,871人 派遣先 1,139人 関係機関など 187人)

## イ 許可申請・届出に対する適切な調査確認

### ●新規事業説明会(4～9月)

労働者派遣事業 5回 40人(前年同期 6回 63人)  
職業紹介事業 5回 33人(前年同期 6回 47人)

## ウ 労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

### ●指導監督の状況

		平成27年度(4月～9月)	前年度同期
職業紹介事業(個別指導)		76件	81件
労働者派遣事業 (個別指導)	派遣元	234件	296件
	派遣先	23件	31件
請負関係事業(個別指導)		62件	44件

●集団指導(許可申請・届出受理後説明会)の実績については、左記アに掲載。

●行政指導文の実績(次ページに掲載)

## エ 派遣労働者に対する積極的な支援等

●派遣労働者からの苦情・相談(4～9月) \* 四半期毎に集計  
338件(前値年同期314件)

※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応

## 労働者派遣事業等の適正な運営の確保

平成27年度大阪労働局需給調整事業部 行政処分一覧表(平成27年9月末現在)

	処分日	処分内容	処分理由	備考
A社 (有料職業紹介事業主)	平成27年4月23日	有料職業紹介事業停止命令 及び有料職業紹介業務改善 命令 事業停止期間2ヶ月	労働者から保証金を預かることで支配力を行行使し、求人者に対し労働者供給事業を行っていた。	
B社 (特定労働者派遣事業主)	平成27年8月19日	労働者派遣事業停止命令及 び事業改善命令 事業停止期間1ヶ月	無許可で常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、一般労働者派遣事業を行っていた。	
C社 (特定労働者派遣事業主)	平成27年9月24日	労働者派遣事業停止命令及 び事業改善命令 事業停止期間1ヶ月	無許可で常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、一般労働者派遣事業を行っていた。	



# 【雇用均等の分野における施策の推進】

雇用均等の分野

## 相談、紛争解決援助、指導等

【相談】 (件)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度 (上半期)
男女雇用機会均等法	相談計	1,939	2,139	1,011
	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	348	365	232
	セクシュアルハラスメント	766	950	400
	母性健康管理	330	307	182
育児・介護休業法	相談計	4,498	4,597	2,185
	育児休業	1,406	1,423	635
	育児短時間勤務	767	845	336
	休業等に係る不利益取扱い	404	441	297
パートタイム労働法	相談計	174	992	325
	労働条件の文書交付等	17	297	96
	通常の労働者への転換	45	116	39

【紛争解決援助】 (件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (上半期)
男女雇用機会均等法	43 (うち1件調停)	23	6
育児・介護休業法	14	9	1
パートタイム労働法	0	1	0

【指導等】 (件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (上半期)
男女雇用機会均等法	233	421	295
育児・介護休業法	1,077	716	439
パートタイム労働法	1,445	1,372	867

## 次世代育成支援対策推進法関係

### 【改正次世代育成支援対策推進法の施行(H27. 4. 1~)】

- ・法律の有効期限を10年延長(平成37年3月31日まで)
- ・従来 of くるみん認定基準を見直すとともに、さらに高い水準の取組を行い、一定の基準を満たした場合付与される、特例認定(プラチナくるみん認定)制度を創設。

### 【一般事業主行動計画策定届届出企業数】

平成27年9月末現在
3,623社 (うち100人以下 427社)
<届出率 89%>

### 【くるみん認定企業数】

平成26年3月末	平成27年3月末	平成27年9月末
120社	133社	138社

※ プラチナくるみん認定は、11月13日に2社認定



## 女性の活躍推進のための取組

### 【女性活躍推進法の周知】

- ・本年8月、女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が成立
- ・平成28年4月1日より、労働者301人以上の事業主に対し、女性活躍に係る状況把握・分析、行動計画の策定・届出等を義務付け
- ・法律について事業主向け説明
  - 9月以降、局主催の各種事業主向けセミナーの他、外部団体主催のセミナー等において、本法律の内容を説明
  - 12月15日、16日に雇用均等室主催の説明会、1月19日～29日に個別相談会を開催予定

### 【女性活躍推進情報コーナー】

- ・労働局のHP内に「女性の活躍推進情報コーナー」を設置
- ・女性活躍推進法についての情報提供のほか、労働局のみならず、各機関のイベント等の取組を掲載

### 【大阪府内での機運の醸成】

- ・行政、労使団体、大学等の連携によりオール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げられるよう、大阪府が事務局となり、OSAKA女性活躍推進会議を7月30日に設置、9月11日に「女性が輝くOSAKA行動宣言」を発表

構成団体: 労使団体	大阪商工会議所、関西経済連合会、連合大阪
大学	南大阪地域大学コンソーシアム
行政機関	大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局

- ・OSAKA女性活躍連携会議主催で9月に開催されたジョブフェスタの中で、大阪労働局が主体となりワーク・ライフ・バランスを考えるセミナーを開催

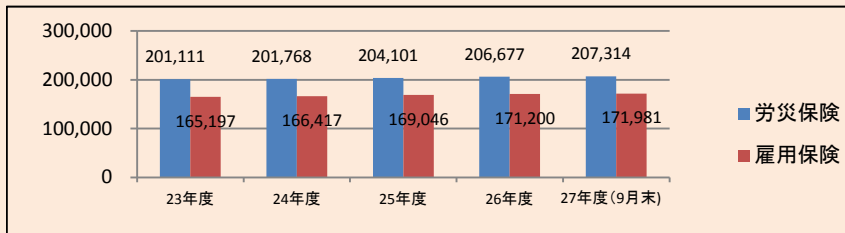


# 【労働保険適用徴収の分野における重点対策取組状況】

## 労働保険未手続事業一掃対策の推進

平成27年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

### ● 労働保険適用事業場数の推移(大阪)



### ● 対策の取組実績

	平成27年度 (27年9月末)	平成26年度 (26年9月末)	平成26年度
手続指導による 自主成立	512件	504件	1,077件
職権による成立 (自主成立を拒んだもの)	9件	25件	56件 (全国第1位)

## 労働保険料の収納率の維持・向上

労働保険料の適正徴収を期するため、実効ある滞納整理を実施

- 年度別労働保険料収納率(大阪)  
収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合です。

	平成27年度 (27年9月末)	平成26年度	平成25年度
徴収決定額	2,665億円	2,627億円	2,557億円
収納額	1,107億円	2,584億円	2,504億円
収納率	41.5%	98.3%	97.9%

(参考)	平成27年9月	平成26年9月	平成25年9月
徴収決定額	2,665億円	2,603億円	2,540億円
収納額	1,107億円	1,055億円	1,008億円
収納率	41.5%	40.6%	39.7%

- 実効ある滞納整理の実施  
複数年にわたり滞納を繰り返している事業主や多額の労働保険料を滞納している事業主等に対しては差押を実施しています。

	平成27年度 (27年9月末)	平成26年度	平成25年度
差押状況	188件	444件 (全国第1位)	374件 (全国第1位)

(参考)	平成27年9月	平成26年9月	平成25年9月
差押状況	188件	212件	172件

# 【労働相談の充実の分野における取組状況】

労働相談充実の分野

## 1 大阪局における個別労働紛争解決制度の処理体制

平成27年9月30日現在

総合労働相談 コーナー	総合労働相談員	うち あっせん事務局担当	紛争調整委員会 (あっせん委員)	労働紛争調整官
14か所	59人	13人	21人	3人

## 2 労働相談件数

平成27年度 上期	平成26年度	平成25年度	平成24年度
54,940 件	114,809 件	116,638 件	121,804 件

27年度上期の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は19,147件(34.9%)。

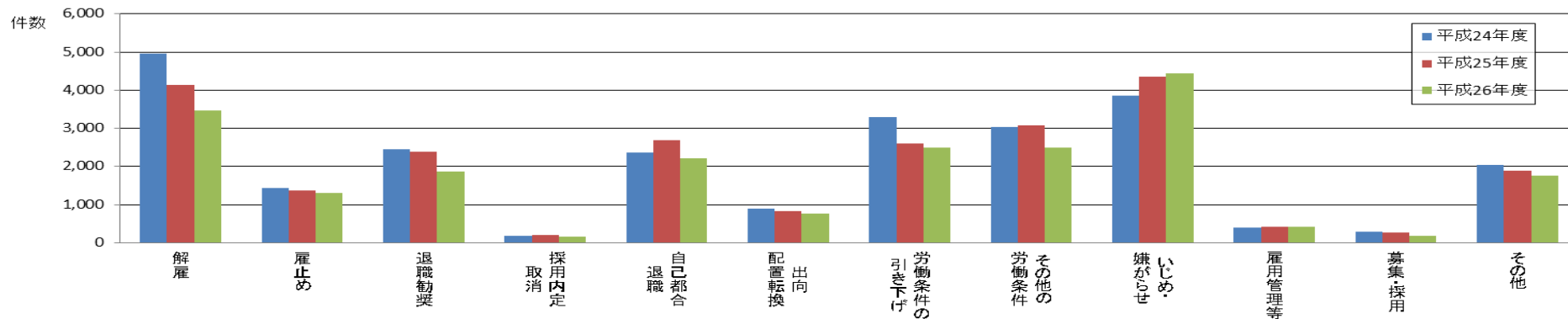
## 3 民事上の個別労働相談件数(左記2の内訳件数)

平成27年度 上期	平成26年度	平成25年度	平成24年度
9,614 件	19,329 件	21,364 件	22,687 件

27年度上期の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は904件(9.4%)。

## 4 民事上の個別労働相談内容の内訳(上記3の内訳件数)

(1人の相談について、複数件の計上あり)



## 5 労働局長の助言・指導の運用状況(受付件数)

平成27年度 上期	平成26年度	平成25年度	平成24年度
343 件	708 件	737 件	726 件

平成27年度上期に助言・指導を実施した333件のうち、167件(50.2%)が解決した。

## 6 紛争調整委員会によるあっせんの運用状況(受案件数)

平成27年度 上期	平成26年度	平成25年度	平成24年度
215件	393 件	425 件	456 件

平成27年度上期に手続きを終了したあっせん209件のうち、合意成立件数は68件(32.5%)であった。